

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

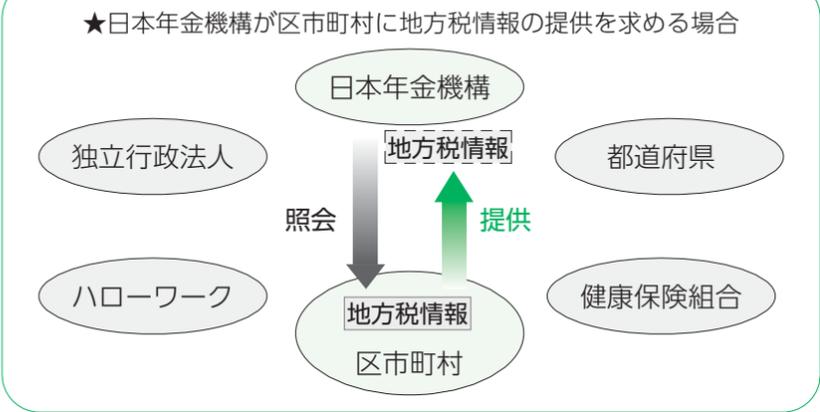
個人情報 を 適正 に 取り扱います

個人情報の流出や不正使用を防止するため、皆さんの個人情報を厳格に保護します。

システムから見た個人情報保護

- ▶ 個人情報はこれまでと同様に分散して各行政機関が保有します。
- ✕ 個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「一元管理」ではありません。
- 個人情報は各行政機関で保有し、他の機関の個人情報が必要になった場合には、ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」です。

分散管理のイメージ



- ▶ 情報の照会・提供には、個人番号(マイナンバー)をそのまま使うのではなく、符号に変換して使用します。また、通信データも暗号化します。
- ▶ ネットワークシステムにアクセスできる人を制限・管理します。

マイナンバー制度から見た個人情報保護

- ▶ 個人番号を利用する行政事務は、法律や条例で定められたものに限定され、それ以外での使用や提供は禁じられます。
- ▶ 個人番号を取り扱う者が不当に情報の提供や保有等をした場合の罰則を強化しています。
- ▶ 国は、独立した第三者機関(特定個人情報保護委員会)を設置し、行政機関等を監視・監督します。
- ▶ (仮称)マイ・ポータルを使用し、自宅等のパソコンから、自分の特定個人情報(個人番号を含む個人情報)が、いつ、他の機関へ提供・照会されたかを確認できるようになる予定です。
- ▶ 特定個人情報が含まれる電子データを保有して業務を行う場合、特定個人情報保護評価を実施し、情報の漏えいやその他の事故等が起こるリスクの分析を行い、そのリスクを軽減するための措置を講じます。

問い合わせ

マイナンバー制度に関する疑問などにお答えするため、内閣府がコールセンター、ホームページを開設しています。

●● コールセンター ●●

(全国共通ナビダイヤル。通話料がかかります)

日本語対応 ☎0570(20)0178

外国語対応 ☎0570(20)0291

【開設日時】月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時30分～午後5時30分

●● ホームページ ●●

内閣官房ホームページ
(社会保障・税番号制度)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
 政府広報オンライン
(マイナンバー特集ページ)
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>

マイナンバー制度をかたる不審な電話にご注意を

マイナンバー制度に関して、国や区から電話で個人情報の照会をすることはありません。「おかしいな」と思ったら、すぐに110番するか、お近くの警察署に連絡してください。

建物の診断結果をご報告ください 外壁・看板の落下による事故が発生しています

特殊建築物・建築設備・昇降機には定期的な調査・検査が義務付けられています

建築物等は、劣化による外壁・看板等の落下や、火災や地震等での大きな被害を未然に防ぐため、適切に維持管理することが必要です。

不特定多数の方が利用する特殊建築物、換気設備などの建築設備、エレベーターなどの昇降機の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を基準法で義務付けられて

います(敷地内に延べ面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へ報告)。

利用者の安全確保のためにも、定期的な調査・検査と報告をお願いします。

【27年度の報告の対象】右表の特殊建築物等の①、⑤、⑩、⑬の建築設備、⑬の昇降機等に該当する建築物等

【報告する方】建築物等の所有者・管理者

【報告内容】防火や避難時の

安全、耐久、衛生等の状況や、建築設備・昇降機の作動等について、専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に依頼し、報告

【報告先】区が業務を委託している次の受託者

▼特殊建築物等：東京都防災・建築まちづくりセンター
 1 定期報告担当(〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル) ☎(5466)2001

▼昇降機等：東京都昇降機安全協議会(〒151-0053 渋谷区代々木1-1-0) ☎(6304)2224

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4222 ☎(3209)9222

用途	定期報告の対象となる規模	報告時期(下記※1)
①劇場・映画館・演芸場	用途の床面積が200㎡を超えるもの(用途が1階にない建築物は100㎡を超えるもの)	【毎年報告】 11月1日～翌年1月31日 27年度の調査・報告が必要
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が200㎡を超えるもの(平屋建てで客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が3,000㎡(旅館、ホテルは2,000㎡)を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
⑤地下街	用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	
⑥病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	【3年ごとの報告】 28年5月1日～10月31日
⑦旅館・ホテル(③を除く)	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
⑧学校・体育館	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	【3年ごとの報告】 29年5月1日～10月31日
⑨博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑩下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表(⑭を除く)の用途の複合建築物	3階以上(⑩は地下または3階以上)にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、または用途の床面積が500㎡を超えるもの	
⑪百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗(④を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【3年ごとの報告】 27年5月1日～10月31日 27年度の調査・報告が必要
⑫展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの	
⑬複合用途建築物(⑩⑭を除く)	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの(5階建て以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものうち、3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるものに限る)	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごとに報告) 27年度の調査・報告が必要
⑭事務所・その他これに類するもの	上記①～⑬の特殊建築物等に設置するもの ※3	
⑮下宿・共同住宅・寄宿舎	用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
⑯換気設備(自然換気設備を除く) ※2 排煙設備(排煙機・送風機があるもの) 非常用の照明装置 給排水配管設備(給水タンク等を設置するもの)	上記①～⑬の特殊建築物等に設置するもの ※3	
⑰エレベーター(工場などの労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む)		

※1 新築の建築物の報告時期は、検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
 ※2 換気設備は、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象
 ※3 共同住宅の住戸内は定期調査・検査結果の報告対象から除く
 ※4 昇降機は、一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く